

秦野市介護保険条例の一部を改正することについて

秦野市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、65歳以上の介護保険被保険者に係る保険料について、負担能力に応じた適切な賦課をするため、その所得等に応じた区分を13段階から16段階に改めたうえで令和6年度から令和8年度までの保険料率を定めるため、改正するものであります。

秦野市介護保険条例の一部を改正する条例

秦野市介護保険条例（平成12年秦野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表以外の部分中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項の表第1号中「0.5」を「0.455」に、「32,340円」を「32,480円」に改め、同表第2号中「0.65」を「0.685」に、「42,040円」を「48,900円」に改め、同表第3号中「0.75」を「0.69」に、「48,510円」を「49,260円」に改め、同表第4号中「58,210円」を「64,260円」に改め、同表第5号中「64,680円」を「71,400円」に改め、同表第6号中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に、「1.12」を「1.2」に、「72,440円」を「85,680円」に改め、同表第7号中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に、「1.25」を「1.3」に、「80,850円」を「92,820円」に改め、同表第8号中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に、「1.4」を「1.5」に、「90,550円」を「107,100円」に改め、同表第9号中「400万円」を「420万円」に、「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に、「1.5」を「1.7」に、「97,020円」を「121,380円」に改め、同表第10号中「600万円」を「520万円」に、「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に、「1.7」を「1.9」に、「109,950円」を「135,660円」に改め、同表第11号中「800万円」を「620万円」に、「又は次号イ」を「、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に、「1.9」を「2.1」に、「122,890円」を「149,940円」に改め、同表中

(12) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が1,000万円	2. 1	135,820円
---------------------------------------	------	----------

<p>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p>			を
(13) 前各号のいずれにも該当しない者	2. 3	148,760円	

<p>(12) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）</p>	2. 3	164,220円
<p>(13) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ</p>	2. 4	171,360円

((1) に係る部分を除く。)、 次号イ又は第15号イに該当する 者を除く。)			
(14) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が1,500万円 未満である者であり、かつ、前各 号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課 される保険料額についてこの号の 区分による額を適用されたならば 保護を必要としない状態となるも の(政令第39条第1項第1号イ ((1) に係る部分を除く。) 又 は次号イに該当する者を除く。)	2. 5	178,500円	に
(15) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が2,000万円 未満である者であり、かつ、前各 号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課 される保険料額についてこの号の 区分による額を適用されたならば 保護を必要としない状態となるも の(政令第39条第1項第1号イ ((1) に係る部分を除く。) に 該当する者を除く。)	2. 6	185,640円	
(16) 前各号のいずれにも該当しない者	2. 7	192,780円	

改め、同条第2項第1号中「19,400円」を「20,340円」に改め、
同項第2号中「32,340円」を「34,620円」に改め、同項第3号中
「45,270円」を「48,900円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第14号 秦野市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新			旧		
(保険料率等)			(保険料率等)		
第4条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u> における、法第9条第1号に規定する者（以下「第1号被保険者」という。）の介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項各号に掲げる区分に応じる割合及び保険料率は、次の表のとおりとする。			第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u> における、法第9条第1号に規定する者（以下「第1号被保険者」という。）の介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項各号に掲げる区分に応じる割合及び保険料率は、次の表のとおりとする。		
区 分	割 合	保険料率（年額）	区 分	割 合	保険料率（年額）
(1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者	<u>0.455</u>	<u>32,480円</u>	(1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者	<u>0.5</u>	<u>32,340円</u>
(2) 同項第2号に掲げる者	<u>0.685</u>	<u>48,900円</u>	(2) 同項第2号に掲げる者	<u>0.65</u>	<u>42,040円</u>
(3) 同項第3号に掲げる者	<u>0.69</u>	<u>49,260円</u>	(3) 同項第3号に掲げる者	<u>0.75</u>	<u>48,510円</u>
(4) 同項第4号に掲げる者	<u>0.9</u>	<u>64,260円</u>	(4) 同項第4号に掲げる者	<u>0.9</u>	<u>58,210円</u>
(5) 同項第5号に掲げる者	<u>1.0</u>	<u>71,400円</u>	(5) 同項第5号に掲げる者	<u>1.0</u>	<u>64,680円</u>
(6) 次のいずれかに該当する者 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額	<u>1.2</u>	<u>85,680円</u>	(6) 次のいずれかに該当する者 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額	<u>1.12</u>	<u>72,440円</u>

(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用があるときは、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回るときは、零とする。以下この項において「合計所得金額」という。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用があるときは、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その合計所得金額が零を下回るときは、零とする。以下この項において「合計所得金額」という。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、<u>第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。）</p>			<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ<u>又は第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p>		
<p>(7) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額</p>	<p><u>1. 3</u></p>	<p><u>92,820円</u></p>	<p>(7) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額</p>	<p><u>1. 25</u></p>	<p><u>80,850円</u></p>

<p>についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、<u>第12号イ</u>、<u>第13号イ</u>、<u>第14号イ</u>又は<u>第15号イ</u>に該当する者を除く。）</p>			<p>についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は<u>第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p>		
<p>(8) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたなら</p>	<p><u>1. 5</u></p>	<p><u>107, 100</u> 円</p>	<p>(8) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたなら</p>	<p><u>1. 4</u></p>	<p><u>90, 550</u>円</p>

<p>ば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、<u>第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。）</p>			<p>ば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ<u>又は第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p>		
<p>(9) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が<u>420万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第</p>	<p><u>1. 7</u></p>	<p><u>121, 380</u> 円</p>	<p>(9) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が<u>400万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第</p>	<p><u>1. 5</u></p>	<p><u>97, 020</u>円</p>

<p>39条第1項第1号イ （（1）に係る部分を除く。）<u>、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。</u>）</p>			<p>39条第1項第1号イ （（1）に係る部分を除く。）<u>、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。</u>）</p>		
<p>(10) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が<u>520万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）<u>、次号イ、第12</u></p>	<p><u>1. 9</u></p>	<p><u>135, 660</u> 円</p>	<p>(10) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が<u>600万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）<u>、次号イ又は第</u></p>	<p><u>1. 7</u></p>	<p><u>109, 950</u> 円</p>

<p>号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)</p>			<p>12号イに該当する者を除く。)</p>		
<p>(11) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が<u>620万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）<u>、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p>	<p><u>2. 1</u></p>	<p><u>149, 940</u> 円</p>	<p>(11) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が<u>800万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）<u>又は次号イ</u>に該当する者を除く。)</p>	<p><u>1. 9</u></p>	<p><u>122, 890</u> 円</p>
<p>(12) 次のいずれかに該当する</p>	<p><u>2. 3</u></p>	<p><u>164, 220</u></p>	<p>(12) 次のいずれかに該当する</p>	<p><u>2. 1</u></p>	<p><u>135, 820</u></p>

<p>者 ア <u>合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）<u>、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。</u>）</p>		<p>円</p>	<p>者 ア <u>合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）<u>に該当する者を除く。</u>）</p>		<p>円</p>
<p>(13) <u>次のいずれかに該当する者</u> ア <u>合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各</u></p>	<p>2. 4</p>	<p><u>171,360</u> 円</p>	<p>(13) <u>前各号のいずれにも該当しない者</u></p>	<p>2. 3</p>	<p><u>148,760</u> 円</p>

<p>号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。）</p>		
<p>(14) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額</p>	<p>2. 5</p>	<p>178,500 円</p>

<p><u>についてこの号の区分に よる額を適用されたなら ば保護を必要としない状 態となるもの（政令第 39条第1項第1号イ （（1）に係る部分を除 く。）又は次号イに該当 する者を除く。）</u></p>		
<p>(15) <u>次のいずれかに該当する 者</u> <u>ア 合計所得金額が 2,000万円未満であ る者であり、かつ、前各 号のいずれにも該当しな いもの</u> <u>イ 要保護者であって、そ の者が課される保険料額 についてこの号の区分に よる額を適用されたなら ば保護を必要としない状 態となるもの（政令第 39条第1項第1号イ</u></p>	<p><u>2. 6</u></p>	<p><u>185,640</u> <u>円</u></p>

<u>((1) に係る部分を除く。) に該当する者を除く。)</u>		
<u>(16) 前各号のいずれにも該当しない者</u>	<u>2. 7</u>	<u>192,780</u> 円

2 前項の表第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての減額賦課に係る保険料率は、同表の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 前項の表第1号に掲げる第1号被保険者 20,340円
- (2) 前項の表第2号に掲げる第1号被保険者 34,620円
- (3) 前項の表第3号に掲げる第1号被保険者 48,900円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の秦野市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

2 前項の表第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての減額賦課に係る保険料率は、同表の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 前項の表第1号に掲げる第1号被保険者 19,400円
- (2) 前項の表第2号に掲げる第1号被保険者 32,340円
- (3) 前項の表第3号に掲げる第1号被保険者 45,270円

介護保険料について

議案第14号資料1

		改正前		改正後	
		区分	所得段階（負担割合）保険料額	区分	所得段階（負担割合）保険料額
本人が住民税非課税	世帯全員非課税	生活保護受給者又は、課税年金収入と合計所得金額（特別控除後）の合計が80万円以下の人	第1段階 （基準額×0.3） 年額 19,400円	変更なし	第1段階 （基準額×0.285） 年額 20,340円
		課税年金収入と合計所得金額（特別控除後）の合計が80万円～120万円の人	第2段階 （基準額×0.5） 年額 32,340円		第2段階 （基準額×0.485） 年額 34,620円
		課税年金収入と合計所得金額（特別控除後）の合計が120万円を超える人	第3段階 （基準額×0.7） 年額 45,270円		第3段階 （基準額×0.685） 年額 48,900円
	世帯課税	課税年金収入と合計所得金額（特別控除後）の合計が80万円以下の人	第4段階 （基準額×0.9） 年額 58,210円		第4段階 （基準額×0.9） 年額 64,260円
		課税年金収入と合計所得金額（特別控除後）の合計が80万円を超える人	第5段階 （基準額） 年額 64,680円		第5段階 （基準額） 年額 71,400円
本人が住民税課税	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が120万円未満の人	第6段階 （基準額×1.12） 年額 72,440円	第6段階 （基準額×1.2） 年額 85,680円		
	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が120万円以上210万円未満の人	第7段階 （基準額×1.25） 年額 80,850円	第7段階 （基準額×1.3） 年額 92,820円		
	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が210万円以上320万円未満の人	第8段階 （基準額×1.4） 年額 90,550円	第8段階 （基準額×1.5） 年額 107,100円		
	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が320万円以上400万円未満の人	第9段階 （基準額×1.5） 年額 97,020円	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が320万円以上420万円未満の人		第9段階 （基準額×1.7） 年額 121,380円
	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が400万円以上600万円未満の人	第10段階 （基準額×1.7） 年額 109,950円	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が420万円以上520万円未満の人		第10段階 （基準額×1.9） 年額 135,660円
	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が600万円以上800万円未満の人	第11段階 （基準額×1.9） 年額 122,890円	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が520万円以上620万円未満の人	第11段階 （基準額×2.1） 年額 149,940円	
	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が800万円以上1,000万円未満の人	第12段階 （基準額×2.1） 年額 135,820円	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が620万円以上720万円未満の人	第12段階 （基準額×2.3） 年額 164,220円	
	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が1,000万円以上の人	第13段階 （基準額×2.3） 年額 148,760円	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が720万円以上1,000万円未満の人	第13段階 （基準額×2.4） 年額 171,360円	
	区分追加	前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が1,000万円以上1,500万円未満の人		第14段階 （基準額×2.5） 年額 178,500円	
		前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が1,500万円以上2,000万円未満の人		第15段階 （基準額×2.6） 年額 185,640円	
		前年の合計所得金額（特別控除後）の合計が2,000万円以上の人		第16段階 （基準額×2.7） 年額 192,780円	



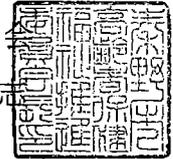
令和6年2月



秦野市長 高橋 昌和 様

秦野市高齢者保健福祉推進委員

会長 丸山 博



第9期秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案について
(答申)

令和6年1月26日付けF No.4・1・8.(甲)で諮問のありました標記の件について、本委員会において慎重に審議した結果、原案は妥当なものと認め、ここに答申します。

なお、本委員会において提起された事項として、次のとおり意見を付しますので、その趣旨を十分尊重し留意されるよう要望します。

- 1 低所得者の保険料上昇の抑制を図る介護保険料の見直しを評価する。今後とも、介護給付費の増加を見据え、中長期的な視点からサービス基盤の整備を必要最低限にとどめるとともに、介護給付費の適正化を強化し、安定的な介護保険事業の運営に取り組むこと。
- 2 介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護職員の負担軽減を図るため、文書の簡素化やICT導入等の支援に取り組むとともに、外国籍人材を含む新たな人材確保・育成に国・県と連携して取り組むよう、努めること。
- 3 認知症施策について、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、認知症の人や家族の意見を把握した上で施策に積極的に取り組むこと。
- 4 地域共生社会を実現するため、引き続き包括的な支援体制の整備及び具体的な取組に努めること。



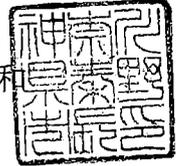
FNo. 4・1・8 (甲)

令和6年1月26日

秦野市高齢者保健福祉推進委員会

会長 丸山博志様

秦野市長 高橋 昌 和



第9期秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案について
(諮問)

このことについて、貴委員会の答申をいただきたく、次のとおり諮問いたします。

1 第9期秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案について

老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度を計画期間とする第9期秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案を作成しました。

つきましては、同計画案の内容について、御検討くださるようお願いいたします。